明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

四　次に掲げる資産　外部出資その他の資産

イ　外部出資（事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）

ロ　長期保有有価証券（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券であって満期まで所有する意図をもって取得したものをいう。以下同じ。）その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券をいう。）

ハ　長期前払費用

ニ　繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。第三十一条において同じ。）

ホ　その他の資産であって、外部出資その他の資産に属する資産とすべきもの

ヘ　その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

五　繰延資産として計上することが適当であると認められるもの　繰延資産

4　前項第一号に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（次条第二項において同じ。）。

一　成立の日における貸借対照表　組合又は連合会の成立の日

二　事業年度に係る貸借対照表　事業年度の末日の翌日

（負債の部の区分）

第二十四条　負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一　流動負債

二　固定負債

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ　支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

ロ　買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）

ハ　前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）

ニ　引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ホ　短期借入金（一年内に返済されると認められる借入金をいう。）

ヘ　通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ト　未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。）

チ　未払費用

リ　前受収益

ヌ　その他の負債であって、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二　次に掲げる負債　固定負債

イ　長期借入金（一年内に返済されないと認められる借入金をいう。）

ロ　引当金（資産に係る引当金及び前号ニに掲げる引当金を除く。）

ハ　繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。第三十一条において同じ。）

ニ　その他の負債であって、流動負債に属しないもの

（純資産の部の区分）

第二十五条　純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一　組合員資本（連合会にあっては、会員資本とする。次項において同じ。）

二　評価・換算差額等

2　組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号に掲げる項目は、控除項目とする。

一　出資金

二　未払込出資金

三　資本剰余金

四　利益剰余金

3　資本剰余金に係る項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。

4　利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一　利益準備金（法第七十六条第一項に規定する準備金をいう。以下同じ。）

二　就労創出等積立金（法第七十六条第四項に規定する積立金をいう。第四十三条第四項第二号において同じ。）

三　教育繰越金（法第七十六条第五項に規定する繰越金をいう。第四十三条第四項第三号において同じ。）

四　その他利益剰余金

5　前項第四号に掲げる項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一　組合積立金

二　当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）

6　前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

7　第五項第二号に掲げる項目については、当期剰余金又は当期損失金を付記しなければならない。

8　評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

（貸倒引当金等の表示）

第二十六条　各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2　各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）

第二十七条　各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって一括して表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2　各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）

第二十八条　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

2　減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって一括して表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。